

職業選択の自由確保のための

# 公正採用選考啓発月間

期間 平成29年（2017年）8月1日～31日

- ◎ 人は誰でも自分の能力に合った職業に就き、幸せな人生を送りたいと願っています。この願いは、職業選択の自由として、我が国の憲法が、すべての国民に保障しています。そのために、採用選考は『応募者の適性・能力が採用職種の職務を遂行できるかどうか』を基準にして、行わなければなりません。  
適正な採用選考を行い、就職差別をなくしていくことは、企業や行政をはじめ県民すべての課題です。
- ◎ 本籍・出身地・生育地・住所の略図・家業・家族の職業・勤務先・役職・資産・収入・家庭の環境・信条・宗教・支持政党・愛読書・購読新聞・尊敬する人物や、その他、類似事項などを聞いたり、書かせたりしないようにし、応募者の適性と能力に基づいて正しい採用選考を実施してください。
- ◎ 身元調査、戸籍謄（抄）本を求めること、社用紙の使用は、就職差別につながりますので、絶対に行わないでください。
- ◎ 新規学卒者の採用選考にあたっては、中学卒業生は「職業相談票（乙）」、高等学校卒業生は「全国高等学校統一応募書類」を使用し、大学卒業生等は「新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例」に基づいたもの、または、「J I S規格の様式例に基づいた履歴書」（職業安定所にある「従業員採用選考の手引」参照）を活用してください。  
また、一般採用には、「J I S規格の様式例に基づいた履歴書」を使用してください。

## 主唱 公正な採用選考推進協議会

（構成）

- ・ 熊本県商工会議所連合会
- ・ 熊本県商工会連合会
- ・ 熊本県経営者協会
- ・ 熊本県中小企業団体中央会
- ・ 熊本県医師会
- ・ 熊本県農業協同組合中央会
- ・ 熊本県建設業協会
- ・ 熊本県私立中学高等学校協会
- ・ 熊本県公立高等学校長会
- ・ 熊本県中学校長会
- ・ 熊本労働局
- ・ 熊本県教育委員会
- ・ 熊本県総務部
- ・ 熊本県健康福祉部
- ・ 熊本県環境生活部
- ・ 熊本県農林水産部
- ・ 熊本県土木部
- ・ 熊本県商工観光労働部